

和歌山地方最低賃金審議会（第3回）資料目次

- 1 和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定に係る申出書
- 2 （仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定に係る申出書
- 3 特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果



令和 6 年 7 月 1 9 日

和歌山労働局長 殿

和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征

申 出 書

最低賃金法第 15 条の 1 の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金を営む使用者に使用される労働者。

(1, 2 8 2 名)

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金

3. 当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

和歌山県において百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものは除く。

(1) 適用範囲

和歌山県の適用除外

- 1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- 2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4. 申し出の内容

上記 2 の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

(1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が 3 分の 1 以上に達していることから、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数	1,022 人	= 79.7% > 1/3 以上
-----------------------------	---------	------------------

和歌山県における百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される基幹的労働者数 1, 282 人

6. 添付書類

(1) 労働協約の写し

(2) 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等(労働協約以外で書面によるもの)の写し

(3) 機関決定の書面

~~(4) 個々の労働者又は従業員組織に於ける合意書~~

(5) 申し出代表者に対する委任状

(6) それぞれ合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上

和歌山県に於ける和歌山県百貨店,総合スーパー最低賃金の事業所数と
 労働者概数及び合意効力の及ぶ労働者範囲
 (令和6年6月30日現在)

1. 和歌山県に於ける和歌山県百貨店,総合スーパー最低賃金の事業所数と労働者の概要

(8) 事業所 (1,282) 名

2. 合意効力の及ぶ使用者又は労働者

(1) 賃金の最低額の定めに関する労使協定、申し合わせ等の適用労働者数

事業所名	労働組合名称	効力の及ぶ範囲 (労働者数)
オークワ	オークワ労働組合	314
イオン	イオンリテールワーカーズユニオン	545
近鉄百貨店	近鉄百貨店労働組合	163
合計		1,022

(2) 労働組合又は使用者団体により最低賃金を改訂することが必要であるとの決定が行われている場合の労働組合又は使用者団体の構成員の内訳

機関決定した労働組合	構成員数
オークワ労働組合	314
イオンリテールワーカーズユニオン	545
近鉄百貨店労働組合	163
合計	1,022

3. 賃金の最低額に関する協定

賃金の最低額が月額で表示されている労働協約の年間所定労働時間の状況

事業所名	組合名	月額賃金	年間所定労働時間
オークワ	オークワ労働組合	178,000円	2,000時間
イオン	イオンリテールワーカーズユニオン	185,000円	1,920時間
近鉄百貨店	近鉄百貨店労働組合	173,500円	—時間

労働協約上の賃金の最も低い額

事業所名	組合名	時間給
オークワ	オークワ労働組合	最低賃金額に1円～5円
イオン	イオンリテールワーカーズユニオン	985円
近鉄百貨店	近鉄百貨店労働組合	930円

(詳細別紙 参照)

以上

和歌山労働局長 殿



令和 6 年 7 月 1 9 日

和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 行

申 出 書

最低賃金法第 15 条の 1 の規定により、(仮称) 和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、食料品スーパーマーケット最低賃金を営む使用者に使用される労働者。

(10,786名)

2. 当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

和歌山県において百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、食料品スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものは除く。

(1) 適用範囲

和歌山県の適用除外

- 1) 18歳未満又は65歳以上の者
- 2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

3. 申し出の内容

上記 2 の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

(1) 申請産業に於ける事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者(又は使用者)の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって法定最低賃金の決定を求めるものである。

(2) 申請産業は、人材の確保・定着が喫緊の課題であり、人材の確保・定着なしに、現場力の強化、生産性向上を図ることはできません。

産業の賃金水準をあげること自体が、人材獲得力での競争力向上につながり、産業の魅力を高め、産業の持続的な発展につながるため。

5. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等(労働協約以外で書面によるもの)の写し
- (3) 機関決定の書面
- (4) 個々の労働者又は従業員組織に於ける合意書
- (5) 申し出代表者に対する委任状
- (6) それぞれ合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上

(仮称)和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、食料品スーパーマーケット最低賃金の事業所数と労働者概数及び合意効力の及ぶ労働者範囲

(令和6年6月30日現在)

1. 和歌山県に於ける和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、食料品スーパーマーケット最低賃金の事業所数と労働者の概要

(298) 事業所 (10,786) 名

2. 合意効力の及ぶ使用者又は労働者

- (1) 賃金の最低額の定めに関する労使協定、申し合わせ等の適用労働者数

事業所名	労働組合名称	効力の及ぶ範囲 (労働者数)
オークワ/プライスカット/ザ・ロウズ/ヒラマツ	オークワ労働組合	1,699
イオンスタイル/イオン	イオンリテールワーカーズユニオン	545
近鉄百貨店	近鉄百貨店労働組合	163
イズミヤ	イズミヤ・阪急オアシス労働組合	87
グルメシティ	ダイエーユニオン	18
松源	松源労働組合	927
わかやま市民生協	わかやま市民生協労働組合	134
合計		3,573

- (2) 労働組合又は使用者団体により最低賃金を新設することが必要であるとの決定が行われている場合の労働組合又は使用者団体の構成員の内訳

機関決定した労働組合	構成員数
オークワ労働組合	1,699
イオンリテールワーカーズユニオン	545
近鉄百貨店労働組合	163
イズミヤ・阪急オアシス労働組合	87
ダイエーユニオン	18
大黒天物産ユニオン	256
松源労働組合	927
万代ユニオン	100
わかやま市民生協労働組合	134
サンドラッグユニオン	46
ツルハユニオン	490
富士薬品ユニオン東海セイムス支部	47
合計	4,512

(3) 最低賃金の設定に関する申し出について、書面をもって個々の労働者又は使用者の合意がなされている場合には、その労働者数又は使用者数の内訳

労働組合名称	署名数
オークワ労働組合	777
近鉄百貨店労働組合	10
大黒天物産ユニオン	26
松源労働組合	513
万代ユニオン	52
サンドラッグユニオン	46
富士薬品ユニオンセイムス支部	12
合計	1,436

(詳細別紙 参照)

3. 賃金の最低額に関する協定

賃金の最低額が月額で表示されている労働協約の年間所定労働時間の状況

事業所名	組合名	月額賃金	年間所定労働時間
オークワ/プライスカット/ザ・ロウズ/ヒラマツ	オークワ労働組合	178,000円	2,000時間
イオンスタイル/イオン	イオンリテールワーカーズユニオン	185,000円	1,920時間
近鉄百貨店	近鉄百貨店労働組合	182,500円	—
イズミヤ	イズミヤ・阪急オアシス労働組合	190,000円	—
グルメシティ	ダイエーユニオン	221,000円	—
松源	松源労働組合	205,000円	2,064時間
わかやま市民生協	わかやま市民生協労働組合	220,000円	—

労働協約上の賃金の最も低い額

事業所名	組合名	時間給
オークワ	オークワ労働組合	最低賃金額に1円～5円
イオン	イオンリテールワーカーズユニオン	985円
近鉄百貨店	近鉄百貨店労働組合	930円
松源	松源労働組合	950円
わかやま市民生協	わかやま市民生協労働組合	975円

(詳細別紙 参照)

以上

特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果

和歌山労働局

産業別最低賃金	申出年月日	申出の理由	基幹的労働者または使用者の範囲	形式的要件の適否(審査)	備考
	団体名				
百貨店、 総合スーパー	令和6年7月19日	改正決定	① 当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 1,282名	②/① % 79.7 % 適正	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
	和歌山県小売最賃会議 議長 貴彦 征義		② 申出を行う者が代表する基幹的労働者 3 団体 1,022名		
(仮称)和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、食料品スーパーマーケット	令和6年7月19日	決定	① 当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 10,786名	②/① % 46.4 % 適正	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
	和歌山県小売最賃会議 議長 貴彦 征義		② 申出を行う者が代表する基幹的労働者 7 団体 3,573名 75事業所 1,436名		